

# 新潟県保険医会 FAXニュース

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

## オンライン資格確認システム導入の原則義務化 「やむを得ない事情」がある場合の経過措置を答申

### ■6つの「やむを得ない事情」に応じた経過措置を設定

- 今年4月から原則義務化とされるオンライン資格確認システムの導入について、令和5年3月末時点でやむを得ない事情(下記①～⑥のいずれか)がある保険医療機関に対し、期限付きの経過措置を設けることが12月23日の中医協で答申されました。
- 経過措置の適用を受けるには、令和5年3月末までに厚生局への届出が必要です(届出方法の詳細などは現時点で不明)。

	やむを得ない事情	義務化の経過措置の期限	補助金支給要件
①	令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了な保険医療機関	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末)	令和5年9月末までに事業完了
②	オンライン資格確認に接続可能な光回線ネットワーク環境が整備されていない保険医療機関	オンライン資格確認に接続可能な光回線ネットワークが整備されてから 6か月後まで	令和6年3月末事業完了
③	訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認 (居宅同意取得型)の運用開始まで (令和6年4月を予定)	令和6年3月末 ※1
④	改築工事中、臨時施設の保険医療機関	改築工事の完了、臨時施設の終了まで	令和5年9月末までに事業完了 ※2
⑤	廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関	廃止・休止まで (遅くとも令和6年秋)	令和5年9月末までに事業完了 ※2
⑥	その他特に困難な事情※3がある保険医療機関	特に困難な事情が解消されるまで	令和5年9月末までに事業完了 ※2

※1 訪問診療等におけるオンライン資格確認システム導入に係る財政支援は令和6年3月末補助交付まで実施。

※2 令和5年2月末までにベンダーと契約していること。

※3 例えば次の場合が想定される。

- ① 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合
- ② 高齢の医師・歯科医師でレセプト取扱件数が少ない(目安として、令和5年4月時点で月平均レセプト件数が50件以下かつすべての常勤医師の年齢が70歳以上。65～69歳は個別判断。)
- ③ その他例外措置又は①～⑤の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

### ■オン資義務化の例外は「紙レセプト請求医療機関」のみ

今年4月からのオンライン資格確認システムの導入義務化については、従前通り「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関」のみが例外となり、例外の対象拡大は示されませんでした。なお、上記⑤⑥に該当した場合は、事実上義務化から除外される可能性があります。

## 顔認証付きカードリーダーの申込みを行っていない医療機関において 特例補助(実費補助)を受けるためには早期の申込みが必要です

オンライン資格確認システム導入のための特例補助(診療所は 42.9 万円を上限に実費補助)を受けるには、下記(1)~(4)の期間にそれぞれの対応を進める必要があります。

- (1) 令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込む
- (2) 令和5年2月末までにシステム事業者と導入に関する契約を締結する
- (3) 令和5年3月末までに導入を完了させる
- (4) 令和5年6月末までに交付申請を行う

このうち、(1)の顔認証付きカードリーダーの申込みについて、保団連が厚労省に確認を行ったところ、紙による申込みの場合は受付期間が令和5年1月13日(金)まで延期されることが分かりました。

### 具体的な申込み方法

顔認証付きカードリーダーの申込みを行っていない医療機関に対し、支払基金より、申し込みを促すダイレクトメール(封筒)が12月に送付されています。

ダイレクトメールに同封された申請用紙に必要事項を記入の上、

**令和5年1月13日(金)必着** で支払基金に届くよう郵送で申し込みます。

- ※ 申請用紙には12月16日(金)が締切りの旨が記載されておりますが、この日付を過ぎていても1月13日(必着)までは申し込みが可能です。(オンライン資格確認導入の意思ありとみなされ、特例補助の対象となります。)
- ※ 申請を受けてから支払基金が各カードリーダーのメーカーに発注するため、機器の配送が3月になる可能性が高いとのことです。そのため厚労省は、カードリーダーが届くのを待たずに、経過措置及び特例補助(診療所は 42.9 万円を上限に実費補助)の要件である令和5年2月末までのシステム事業者への発注を検討するよう呼び掛けています。
- ※ ベンダーの作業の遅れなどで「(3)令和5年3月末までに導入を完了させる」が達成できなかった場合であっても、「(2) 令和5年2月末までにシステム事業者と導入に関する契約を締結する」条件を満たしていれば、経過措置(前ページ①)を適用することで、令和5年9月末まで導入完了の期限を延長することができます。
- ※ 上記締切りまでに顔認証付きカードリーダーの申込みがない場合は、特例補助(診療所は 42.9 万円を上限に実費補助)の対象にはなりません。(令和5年3月末までにカードリーダーの導入を完了させれば、診療所は 42.9 万円を上限に 3/4 補助(補助上限 32.1 万円)の対象になります。)